

## 住居確保給付金（家賃補助）の申請におけるご協力をお願い

守口市生活困窮者自立支援事業窓口  
くらしサポートセンター守口  
TEL: 06-6998-4510  
<http://www.yarukimitekure.com/moriguchi/>

住居確保給付金（家賃補助）の利用を希望される方より、「入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-2）」または「入居住宅に関する状況通知書（様式2-3）」への記載および交付を、申請者から不動産所有者・不動産管理者の方にお願ひすることとなりますので、その際はご協力いただきますようお願いいたします。

### 住居確保給付金とは

離職、自営業者の廃業または個人の都合によらない就業機会等の減少により、経済的に困窮し、住居を喪失した方・喪失するおそれのある方を対象として住宅費の給付金支給と、くらしサポートセンター守口による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

- ・対象者：住居を喪失する恐れのある方、住居を喪失した方
  - ・支給条件：世帯人数に応じた一定の収入額・貯蓄額を下回り、就職に向けた活動を行う方
  - ・支給上限：単身世帯 39,000円、2人世帯 47,000円、3～5人世帯 51,000円  
6人世帯 55,000円、7人世帯～ 61,000円  
※管理費、共益費や水道光熱費等は除く
  - ・支給期間：原則3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長を2回まで可能）
  - ・支給方法：不動産所有者・不動産管理者等へ守口市から代理納付  
※支給額以上の差額についてはご本人からの支払いとなります
- 制度に関するお問い合わせは、くらしサポートセンター守口までお願いします。

### 給付金申請にご協力をお願いしたい点

#### ★申請書類『入居住宅に関する状況通知書』の記入

申請書類の表面へご記入・ご捺印いただき、申請者ご本人にお渡してください。裏面の申請者記入欄を申請者本人が記入し、くらしサポートセンター守口へ提出する流れとなります。

#### ★賃貸借契約内容の照会確認

給付金申請書類には賃貸借契約書や関連する資料が含まれています。そのため、申請者から契約内容についての問い合わせがある可能性がございます。また、内容に不明点がある場合はくらしサポートセンター守口や守口市担当課よりご連絡させていただく可能性もございますので、その際はご協力をお願いいたします。

### 支給までの流れ

1. 『入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-2）」または『入居住宅に関する状況通知書（様式2-3）』に必要事項をご記入・ご捺印いただき、申請者にお渡ください。
2. 申請者ご本人が必要書類を取りまとめ、くらしサポートセンター守口に申請します。
3. 申請書類がそろった時点で審査を開始いたします。※1
4. 審査完了後『入居住宅に関する状況通知書』にご記入いただいた口座に守口市から振込いたします。※2  
振込名義：モリゲチニセキツツカカ
5. 「支給決定通知書」の写しは、申請者から受領してください。

※1 多数の申請が予想され、申請～支給まで1ヵ月以上お待ちいただく事をあらかじめご了承ください。審査完了が翌月になったとしても、申請月分からのお支払いとなります。

例) 5月後半に申請、審査終了が6月下旬頃となった場合、5月支払分から振込いたします。

※2 守口市からの入金給付金支給額のみとなり、支給額を超える差額はご本人からの支払いとなります。

例) 単身世帯で家賃額が45,000円、支給額が上限39,000円の場合。

守口市からの振込額は39,000円、残額6,000円は本人からの支払い